

平成29年第4回京丹波町議会定例会（第3号）

平成29年12月18日（月）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 同意第 6号 監査委員の選任について
- 第 5 同意第 7号 京丹波町農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて
- 第 6 同意第 8号 農業委員会委員の任命について
- 第 7 同意第 9号 農業委員会委員の任命について
- 第 8 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 第 9 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 第10 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 第11 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- 第12 同意第14号 農業委員会委員の任命について
- 第13 同意第15号 農業委員会委員の任命について
- 第14 同意第16号 農業委員会委員の任命について
- 第15 同意第17号 農業委員会委員の任命について
- 第16 同意第18号 農業委員会委員の任命について
- 第17 同意第19号 農業委員会委員の任命について
- 第18 同意第20号 農業委員会委員の任命について
- 第19 同意第21号 農業委員会委員の任命について
- 第20 同意第22号 農業委員会委員の任命について
- 第21 同意第23号 農業委員会委員の任命について
- 第22 同意第24号 農業委員会委員の任命について
- 第23 同意第25号 農業委員会委員の任命について
- 第24 同意第26号 農業委員会委員の任命について
- 第25 議案第77号 平成29年度 新庁舎整備事業に伴う建物解体工事請負契約につ

いて

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- |      |   |   |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|---|---|
| 1 番  | 岩 | 田 | 恵 | 一 | 君 |   |
| 2 番  | 野 | 口 | 正 | 利 | 君 |   |
| 3 番  | 坂 | 本 | 美 | 智 | 代 | 君 |
| 4 番  | 東 |   | ま | さ | 子 | 君 |
| 5 番  | 村 | 山 | 良 | 夫 | 君 |   |
| 6 番  | 谷 | 山 | 眞 | 智 | 子 | 君 |
| 7 番  | 西 | 山 | 芳 | 明 | 君 |   |
| 8 番  | 隅 | 山 | 卓 | 夫 | 君 |   |
| 9 番  | 森 | 田 | 幸 | 子 | 君 |   |
| 10 番 | 山 | 田 |   | 均 | 君 |   |
| 11 番 | 山 | 下 | 靖 | 夫 | 君 |   |
| 12 番 | 谷 | 口 | 勝 | 巳 | 君 |   |
| 13 番 | 北 | 尾 |   | 潤 | 君 |   |
| 14 番 | 梅 | 原 | 好 | 範 | 君 |   |
| 15 番 | 鈴 | 木 | 利 | 明 | 君 |   |
| 16 番 | 篠 | 塚 | 信 | 太 | 郎 | 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 太 | 田 | 昇 | 君 |   |   |   |
| 副 | 町 | 長 | 畠 | 中 | 源 | 一 | 君 |   |
| 参 | 事 | 伴 | 田 | 邦 | 雄 | 君 |   |   |
| 参 | 事 | 山 | 田 | 洋 | 之 | 君 |   |   |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 中 | 尾 | 達 | 也 | 君 |

監理課長	野村雅浩君
企画政策課長	木南哲也君
税務課長	松山征義君
住民課長	長澤誠君
保健福祉課長	大西義弘君
子育て支援課長	津田知美君
医療政策課長	藤田正則君
農林振興課長	栗林英治君
商工観光課長	山森英二君
土木建築課長	山内和浩君
上下水道課長	十倉隆英君
会計管理者	久木寿一君
瑞穂支所長	山内善博君
和知支所長	榎川諭君
教育長	松本和久君
教育次長	西村喜代美君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	堂本光浩
書記	石田美穂
書記	山口知哉

開会 午前 9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 皆さん、おはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第4回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番議員・坂本美智代君、4番議員・東まさ子君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日、町長から追加議案の提出があります。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、岩田恵一君の発言を許可します。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） 改めましておはようございます。

さきの選挙におきましては、町長の熱いまちづくりに対する思いを住民がくみしまして、見事当選されました。改めて祝意を申し上げる次第でございます。おめでとうございます。

二元代表制を堅持しつつ、私ら議会とも連携をしていただいて、ともに汗をかいて、まちづくりを進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今年の冬は異常現象となるラニーニャ現象ということで、気象庁が発表されまして、大変寒い冬になるのではないかというふうに思っておりますし、西日本も降雪量が多いというような予想もされております。本年も、1月、2月、大変たくさん降りまして、今冬もそ

うということが予想されます。担当部局を初め町内の業者の皆さんには、お世話になりたいというふうに思いますし、またお世話にならないと仕方がないと思いますので、1つよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、一般質問に入りますが、一般質問初日の15日に、各議員から同様の質問もありまして、重複するところがありますが、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

まず、去る12月7日の所信表明におきまして、5つの柱を基本とする政策理念を掲げられました。

今回、質問をいたします1番から3番までについては、所信表明の中にうたわれ、それぞれ思いを述べられたところではありますが、具体的な施策と取り組みや方向性について、そのお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

まずは、1点目の産業振興、特に農業振興についてでございます。

本町の基幹産業であります農業については、後継者や担い手不足の中で農業従事者の高齢化が進み、農地を守っているのは高齢者世帯であります。そうした中、設備投資や過度な労働条件からも耕作を諦めざるを得ず、結果として耕作放棄地も増加傾向にあるのが現状でございます。

道の駅などへの出荷で一部所得の向上につなげている農家もありますが、今後の農業振興を図る上では農業支援策を大幅に見直すことも必要かというふうに思います。

政府の経営所得安定対策、いわゆる戸別所得補償制度も次年度には廃止され、減反割り当てはなくなりますが、農業所得は不安定要素が増すこととなります。

農業所得が向上すれば、新規就農者は確実に増えるとのことですが、まずは現状就農者が安定した収入とともに農業に魅力を感じ、希望が持てるものであるべきだと考えますが、町長の所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） おはようございます。

お答えをさせていただきます。

全国的に見ましても、京丹波というブランドというのは、相当な強みであるというふうに考えておりますし、そのことに自信と誇りを持って農業に取り組むことが必要かなというふうに思っております。食味ランクで特Aを獲得をしております丹波キヌヒカリ、黒大豆、丹波くり、丹波大納言小豆、京野菜、こういった京丹波のブランドの一層の確立と厳正な管理を行うことで、需要に応じた競争力の高い農産物の生産が可能となりまして、それによって

農家所得の向上が図られるということになれば、新規就農者は増加をしていくというふうに考えておるところであります。

新規就農者の支援としましては、早期に経営を安定させることが重要でありますので、就農前の研修段階や就農直後の経営の確立を支援をいたします農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）でありましたり、地域での技術習得から就農までを一貫して支援をする担い手養成実践農場整備事業、また、就農研修資金の償還を支援する就農研修資金償還金助成事業や、町が機械導入や施設整備を支援します後継者育成事業などを活用しまして、経営の発展に向けた取り組みを支援しておるところであります。

今後におきましても、多くの支援制度を活用するとともに、農業公社や農業生産法人での研修制度や各地での新規就農者を受け入れるための仕組みを構築してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 今、後段のほうに述べられたんですが、特に町長がおっしゃってますように、農業生産法人での研修制度を設けることで、農業に対する関心を持ってもらい、就農のきっかけづくりをするなどの仕組みを構築したいということで、新規就農者を寄せたいというようなことをおっしゃってますけども、具体的なプランとかお考えがあれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 具体的プランにつきましては、しっかりと検討した上で、またご報告をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 待っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私も、今年、議員有志と、福井県の若狭町、旧上中町ですけども、かみなか農楽舎というのを視察研修させていただきました。農業と農産地域の再生地域づくりを目指して、都市部からの若者の就農、定住を促進して、集落を活性化させているというようなことでございまして、まさに本町でも理想とする農業集落づくり、農業活性化の先進地でございます。若狭町の現町長が農業関係の担当課長をされていたようでございますけども、そういう事業を展開してきて、自分が町長になって、町が主体的に取り組みを進めた結果、新規就農者が定着して安定した収入とともに、農村事業活性化に大きく寄与しているというような現状を拝見させていただきました。確かに大勢の若い世帯がともに汗をかいてやっておりました。本当に参考になったわけですけども、こうした取り組みを京丹波町でもまねをしてもよいという

ようなことではないかと僕は思うんです。よい事例だと思えますし、本町でもぜひ担当部局は、ご存じかもしれませんが、ぜひ研究をしていただきたいというふうに思いますし、またそちらのほうに派遣もしていただいて研さんしてほしいなというふうに思うんですけども、いかがでございますか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 若狭地方では、いろんな取り組みで先進的な事例があるというふうには聞いておりますので、そこに限らずいろんなところの事例を研究しながら、京丹波町に取り入れられるものがあればしっかりと取り入れて、よりよくなるようにやっていきたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） ぜひ参考にしていただきたいですし、当時でも、特に農業公社とか研修制度を設けてやりたいというふうにおっしゃっていますので、ぜひ参考にしていただけたらいいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

第2次京丹波町総合計画も本年度から実行に移されまして、「日本のふるさと。自給自足的循環社会」と表現されまして、計画の推進実践に向けた初年度となったところで、農業を産業として再構築していくとあります。

太田町政にかわりまして、本計画をどう踏襲をし取り組んでいくのか、その見解をお伺ひしたいというふうに思ひます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 通告にないご質問でありますので、再度じっくりと回答させていただきますと思ひます。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 通告にはなかったかもしれませんが、関連しておりますので。今、出発してしますのでね、京丹波町総合計画も。この中で自給自足的循環社会を目指すというようなことになってます。その初年度でございますし、今それに向かって頑張っけて取り組んでいただけてますので、ぜひまたそれに対する見解をお伺ひしたいというふうに思ひます。

京都府が進める京力農場プランとか命の里事業、一般質問初日にもそういった説明があったんですけども、いずれもよい事業だというふうに思ひます。そこには仕掛け人などの地域のサポート役の存在が重要となってくるのではないかとこのように思ひますし、ぜひ町としてもそうした役割を担う職員を育成していただけて、どんどん地域に入り込んでいって活用を促すような工夫をしていただきたいというふうに思ひます。いずれにいたしましても、本

町の基幹産業であります農業が次世代にうまく引き渡しができるものとしなければ、町の活性化はあり得ないというふうに考えますので。私の質美でも命の里の事業をやっておりまして、後見人さんの配置をしていただいております。ぜひそういったものを各地域に配置をしていただいて、より農業が活性化するような方策もしていったらどうかなというふうに思うんですが、そういった方の育成に対する考えがあれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 各地域でそれぞれ振興会組織等あるところにつきましては、京都府の命の里事業等を活用していただいております。また、そうした中で、各地域におきましては、広い範囲での京力農場プランの作成等もいただいておりますし、現在では、集落単位のところが多いんですけども、またそうした中で大きな部分での協力体制を築くという部分では、振興会単位でのプランの作成が重要になってくるのではないかなというように考えておるところでございます。

現在、町の職員のほうでプランの作成や命の里事業の活用地域には地域支援担当の者、それからプランの作成においては、農林振興課の職員が入りまして、地域の方々と話し合いをする中で、プランの作成等を行っているところでございます。

今後につきましても、担当職員が地域に入らせていただいております。また、プランの作成においては、農業委員会法の改正に伴いまして、最適化推進委員が設置をされることになっております。

そうした中で、一方では、農業委員会のサイドからもプランの作成にご協力をいただきながら事業のほうを進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 京力農場プランとかそういうことが経験があるところについては、地域支援担当職員が入っていくと思うんですが、タウンミーティングも掲げられておりまして、非常にいいことだというふうに思うんですが、特にいろんな課題を地域も抱えておりますし、特に支援担当職員が地域を巡回するなどして、どこに問題がどういう課題があるのかということもつぶさに把握をしていただくことで、また京力農場プランですとか命の里事業を活用していこうかということにもつながるかもしれませんので、ぜひそういうような取り組みをしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいというふうに思います。



それでは、2つ目の新庁舎建設に係る今後のスケジュールについてでございます。

新庁舎建設に当たり、太田町長は、選挙公約の中で従前の基本計画を見直すことを柱とされております。

本件については、12月7日、開会初日の全員協議会において、現状基本計画の説明を受けまして、スピード感を持って早期に方向性を出していきたいとありました。特に、半年ぐらいをめどにタウンミーティングをして、住民への説明をしていくというようなお答えでございましたし、また、町民を巻き込んで選挙の争点となりました新庁舎建設については、議会としても開会初日に全議員が委員となる新庁舎建設特別委員会を設置しまして、庁舎建設にかかわる調査を行うことといたしました。

庁舎位置については、基本計画審議会での答申や本年3月議会での議決結果を踏まえまして、丹波自然運動公園前のふれあい広場とすることを尊重するとの姿勢も述べられております。

合併特例に伴う起債借入期限も迫る中におきまして、早期に見直しを進め建設に着手する必要がありますけれども、今後のスケジュールと基本計画のどこにメスを入れて見直しを図ろうと考えておられるのか、所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新庁舎の建設計画につきましては、コストを縮減していくということをもっと重視して進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

建設コストを少しでも減らすために、新庁舎への出先機関の集約でありましたり、建物の規模や構造について、これから設計の段階で再点検をしまして、最適化を図ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

基本的に庁舎の位置というのは、議会議決の結果を尊重してまいりたいというふうに考えておりますけれども、いろんな関連工事等の費用についても再点検をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

議員ご指摘のとおり、新庁舎建設に当たっては、合併特例債の期限がありますので、合併特例債を活用しようとするすると、起債期限の平成32年度に向けて早期に取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておったところではありますが、一部、新聞報道で、財源として借入を予定しております合併特例債でありますけれども、発行期限が合併から15年ということで、平成32年度までということで、取り組みを進めるということで、選挙の中等では話もしてまいったところではありますが、12月14日の自民党総務会におきまして、発行期限を5年間再延長するというような方針が決定されたというような報道がありました。来

年の通常国会での法改正を目指すというような報道でありました。この法案が成立をしますと、2025年度、平成ではないかもしれませんが、平成で言いますと37年度まで発行ができるということになります。そういうスケジュールになって多少の余裕ができるという可能性もありますけども、早期の建設が必要かというふうにも考えておりますので、その期限のことも踏まえながら適切に判断をしてまいりたいというふうに考えておるところあります。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 5年間延長されたという、されるかはわかりませんが、提案されるということで、そうなるのではないかというふうに思うんですが、今聞いておりますと、位置についてはふれあい広場でいいのかなというようなニュアンスにとれたんですけど、再度確認しておきたいんですけど、位置を白紙に戻すとなれば、タイムスケジュール的にも、また審議会の答申とか何やったんやろと。また議会の議決もしておりますんで、どうなんかなというふうに思うんですが、位置的にはここで進めていくというお考えでよろしいんですかね。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 建設基本計画の審議会の答申なり、この議会での議決された内容を踏まえまして、位置については、それを最優先に考えていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 特に、あの位置でやりますと、かなりいろんな課題もあるわけですけど、現状、基本計画の中で町長がお考えになる修正箇所、例えば一部述べられたことがあるんですけども、躯体自身を木造からRCにするとか、図書館機能もおっしゃってましたし、全体的にワンストップから、今、分散してますけども、今のままでいいんだったらもう少し機能も縮小できるかなというふうに思うんですけども、そういう大まかな部分での見直しを図っていきたいというのがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 基本計画の中では、全体的な大きさを仮に木造で2階建てというような形になってたかと思うんですが、その大きさと平均的な設計事例の単価を掛けて総額が計算されてたというふうには思います。実際には、詳細に設計をする中で金額というのも出てくると思いますし、構造につきましては、木造に決まったわけではないというふうに聞いてますけども、そのほかにも鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、いろんな長所なり短所があると思いますので、そういったものを専門家も交えて総合的に判断をし

てまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 本件につきましては、先ほど申し上げましたように、それぞれの関連する業務とか事業の測量とか設計が既に発注済みでございます。かつ、基本計画に基づく庁舎建設実施設計業務も既に発注されて、落札者も11月10日に決定をされます。今回の選挙での1つの大きな争点となりました新庁舎建設については、4候補者のうち3候補者が基本計画を見直すというような公約を掲げられていたところでございますし、見直しということで太田町政が誕生したということでございますし、この実施設計業務を11月10日に決定されておるんですけども、これは基本計画をもとにそれを実施設計を実施するというふうに発注されたというふうに思うんですけども、選挙戦でこれだけの見直し議論が争点になっていたにもかかわらず、10日に開札してまで急ぐ必要があったのかなというふうに思うんですけども、何で10日に急ぐ必要があったのか、何か理由があったらお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 設計業者につきましては、11月10日に落札という形ではなしに、プロポーザルで設計業務を担当していた中から候補が決まったということでありまして、まだ何も契約にはなっていないという形であります。

選挙はあったわけですけども、スケジュールに沿って行われたというものではありませんが、プロポーザルの企業につきましても、選挙結果なり、私の公約なりは承知をしておるということですので、そういう中身もお伝えした中で設計業務も担当いただくということなので、詳細についてはこれから業者との打ち合わせを行って、私の選挙公約での意向も伝えて、それに沿うものにしていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 大変失礼しました。

業者が決定したという解釈でございます。当然、基本計画のもとに提案もされたというふうに思うんです。それを今回大幅に見直すということになれば、全く違う形の提案がさらにくるのではないかとこのように思うんですが、その中で、当然、今、決められた業者さんについては、基本計画をもとにこういう提案をされた中で、大体、実施設計金額、業務委託を請け負った場合には、これぐらいの金額でやるなということを出しておると思うんですけども、これ、一から覆って、基本計画も全体的に全て見直すとなれば、そもそもが全部変わってくるというふうに思うんですけどね。その中で、今おっしゃったように、太田町長の意図

は全部話をしてあるということでございますけれども、それについての業者決定をされたわけですけども、既に業者が決まって、従前の基本計画をもとに提案したにもかかわらず、新たに提案し直さなければならないということについての金額面というか、請け負おうとしている金額に大きな差異が生じないかというふうに考えるんですが、それについてはどうですかね。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 設計会社の選定をしたということでありますので、庁舎自体の契約金額は幾らというのは全くの白紙でございますので、その設計の中で前の設計と今回の設計でどれぐらいの差があるのかわかりませんが、設計料自体はそんなに変わるものではないというふうに考えておりますし、その設計に基づいた実際の工事業者の金額の段階では、大きく変わってくる可能性はありますが、設計業務自体はそんなには変更はないものというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 全く違うものになるかもしれないのでね。本体の構造についても、先ほどRCから鉄骨からいろいろ言われたんですけど、それについて改めて提案を求める必要はないのかどうか、確認をしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 前回の基本計画の中でも構造自体が決定されてたという事実はないというふうに聞いております。木造の2階建てというような話をよく聞いたわけで、私もそれで決まってるのかと思いますけども、基本計画の中では、京丹波ですから、京丹波産の木材を生かしたつくりというようなことは書かれてたと思いますけども、ですので、構造についてもこれから協議をして最適なものにしていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） しっかり見直しもしていただくようお願いしておきたいというふうに思いますし、いずれにしても基本計画をもとに決定された業者については、提案をされたということでございますので、しっかり計画の見直しをするのであれば、そのように対応していただきたいなというふうに思っています。いずれにいたしましても、身の丈に合った、派手なものは必要ないということで、華美なものにならないということもおっしゃってましたし、ぜいたくもする必要はございませんし、将来のまちの姿に見合うもの、将来の財政状況に大きな影響を及ぼさないことなど、大変難しい選択もあるというふうに思うんですけど

も、議会とも連携、調整をしていただきまして、特別委員会も設置をしておりますので、十分説明もしていただきながら進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

それでは、3点目の健康の里づくりの具体的な取り組みについてでございます。

太田町長は、健康の里づくりの理念を掲げられ当選されたところでございます。所信表明の際に、その一端を述べられたところでございますけれども、5つの柱ということで述べられました。大体大まかにわかったんですけど、改めて健康の里づくりの取り組みについて、どういうお考えで取り組んでいこうとされているのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 所信表明で申し述べましたが、そこからさらに具体的な項目というのは、まだまだ未検討な部分というのはありまして、これからそれぞれのご意見も聞きながら検討をしてみたいというふうに考えておるところでありまして、所信表明と重なる部分がありますけれども、お許しをいただきたいというふうに思います。

この健康の里づくりという理念であります。そこにおける健康というのは、それぞれの町民の皆さんの心身の健康はもちろんでありますけれども、社会的な健康も含めて、町民の皆様にお伝えをしてみたいところでもあります。町民の皆さんの心や体、そして社会全体が良好で、不安のない状態というのが健康の里という理念でありまして、医療や子育て、介護から教育、産業、環境に至るまで幅広く不安がない状態を目指して、町民の皆さんが笑顔で暮らせるまちづくりということで健康の里づくりを掲げさせていただいたところでもあります。

公約では、町行政の公正化、環境整備、暮らしの安心・安定、子育て支援、産業振興といった各方面の施策につきましても、健康の里づくりにおける健康という概念を生かしながら推進をしてみたいというふうに考えておるところでありますし、町行政の公正化につきましても、丹波地域開発株式会社への公費投入について、しっかり調査を行って、議論を行いまして、町民の皆様に説明をしてみたいというふうに考えておりますし、先ほどもご質問にありました新庁舎建設につきましても、建設費なりランニングコストも含め、最大限抑制をできるように見直しに取り組んでみたいというふうに思っておりますし、こうしたことも含めまして、町民の皆様と直接対話の機会であります町政ミーティングを実施をしまして、また、町政の情報発信には、SNS等の活用も考えてみたいというふうに考えております。

環境整備では、近年多発をしております自然災害への備えとしまして、避難地、公民館等

の整備ですとか消防団、あるいは自主防災組織の活動を支援をしてみたい。それによって、地域の防災力を高めたいというふうに考えておるところでありますし、地域に受け継がれました伝統文化や行事につきましてもしっかりと支援をして、町民の皆さんが誇りを持って本町の魅力を町内外に発信ができるようなことにしてみたいというふうに考えております。

暮らしの安心・安定では、関係機関と連携をして医師の確保でありましたり医療体制の充実、給付型の奨学金の新設によりまして、介護職員の確保、空き家や空き店舗等を利用しましたグループホームへの改修など町民の皆さんが安心して暮らせる施策を実施をしてみたいというふうに考えておるところであります。

子育て支援におきましては、本町にふさわしい幼保一体型の認定こども園の検討なり設置を進めてみたいと思いますし、町内唯一の高等学校であります須知高校の存続の支援なり、学習スペースを充実させた図書館の設置、スポーツと勉強が両立できる教育環境の整備など、安心して子どもを産み育てられる環境と子どもたちがさまざまな経験を積むことができる環境づくりに取り組んでみたいというふうに考えております。

産業振興におきましては、農林業を中心というようにすることで、先ほど議員の1番目のご質問でもお答えをさせていただいたところでもありますし、また、丹波自然運動公園ですとか森林や農業、そうした体験なども含めて本町の自然と文化を生かした観光振興にも取り組んでみたいというふうに考えておるところであります。

健康の里づくりにおける健康といいますのは、こういった心身の健康と社会の健康、それらが健全で、不安のない状態を目指すというようにすることで、これからさらに具体的な取り組みについては、それぞれご意見も聞きながら進めてみたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） それぞれの取り組みはこれからでございますので、おいおいにはまたそれぞれの進め方について、進捗ぐあいによりまして、ご質問をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、最後でございます。

町政の推進と発展のカギということでございますけれども、行政もこれまでの慣習ですとか慣例に捉われずに、現場主義を基本に職員の持てる能力を発揮して果敢に挑戦していくということで、これは初登庁の際に町長が述べられたことでございます。

また、「町長室は、議員、職員、町民が夢を語り合える場所としたい。」とも申されてお

ります。町政の推進・発展には住民総意と職員の知恵の結集が欠かせないと考えますが、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 職員からのいろんな提案を受けたいということは、初登庁式の際に私も申し上げたところでありまして、職員の提案制度というのは、既に京丹波町職員のベンチャー事業実施要領に基づく制度というのがあるというふうに聞いておるところであります。

町長室に職員がどんどんときやすく入ってきていただいて、何でも話ができるという風通しのよい職場づくりというのを第一に考えまして、それによりまして、現場の意見、現場に呈して、現場周囲で聞いていただいた意見をどんどん私のところにつないでいただいて、活発な議論を行ってよいものは取り入れてどんどんと改革をしていくと。そんな取り組みをしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 私、以前からも申し上げていたことですが、僕も瑞穂時代ですね、職員時代にこういう制度がございまして、なかなか上に対して意見具申ができない状況があった中で、こういう制度を設けた中で、自由にまちづくりについて意見が述べられるということがあって、それが結果としてかなり町民の皆さん方にも喜んでいただいたというようなケースもございましたので、ぜひそういった提案制度を設けていただいて、いろんな知恵を拝借していただけたらいいかなというふうに思っています。職員の意欲と意識の向上には、それぞれの持っている能力を引き出すことが十分必要かというふうに思いますし、こういった意味でも先ほど申し上げましたような制度を設けていただいて、まちづくりのために大いに活用いただけたらというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

人事管理につきましては、人事評価制度ということも導入を既にされておまして、職員管理ですとかやる気を促すような施策も方向も今実行されております。できるだけうまく生かしていただいて、さらなる京丹波町の推進とか発展のために議会とも連携、調整をしていただきながら、ともに汗をかいて取り組んでいきたいというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げまして、私の一般質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） これで、岩田恵一君の一般質問を終わります。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

坂本君。

○3番（坂本美智代君） まず最初に、11月5日、投票で行われました町長選挙では、当選

をされました太田町長に改めてお祝いを申し上げます。

また、同日に行われました町議選でも、皆さんの大きなご支援をいただきまして、ありがとうございました。女性の目線で公約実現に向けて頑張る決意でございます。

それでは、ただいまから平成29年第4回定例会におきまして通告書に従い、次の3点について町長並びに教育長にお伺いをいたします。

1点目は、安心安全なまちづくりについてであります。

1つには、町道の改良についてであります。町長も選挙中はもちろん、選挙前から町内をくまなく回られてご存じかとは思いますが、大変狭く見通しも悪い町道が少なくなかったのではないのでしょうか。その1つでもあります町道下山駅前線についてであります。府道京丹波三和線の下山駅前から国道27号につながる坂道でもあります。特に見通しも悪く、急カーブ部分の危険箇所の拡幅改良が求められております。現時点での見通しと今後の実施計画をお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町道下山駅前線の道路改良事業につきましては、現在、実施設計を完了をいたしまして、用地買収に向けた調整を行っておるところでありますけども、土地の所有者の方との境界確定等に時間を要しておるといような状況でございます。

道路計画としましては、路肩の部分を含めまして幅員5メートルとして、歩行者の安全の確保のために、側溝に蓋をする等の対策を検討をしてみたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今、町長から答弁をいただきましたように、担当課からもそういった所有者との話し合いがなかなか思うように進んでいないということをお聞きいたしております。ここは町長もご存じのように、グリーンの線が入っております、通学路となっているんですね。高校生の子たちも電車からおりて、下山の黒瀬のバス停まで町営バスに乗るためにおりてるんです。よく私たちもぶつかることもあるんですけど、上がってくるのと郵便局からおりるので、ちょうどカーブのところでは対向ができないので、郵便局のほうに京丹波三和線のほうに上がっていくんですけど、それでまた直線で車も来るといこともありまして、その部分にちょうど角に大きな電信柱が立っているんですね。大変そういった条件が悪くて、本当に危ないんです。特に、通勤の時間帯では、子どもたちとぶつかることも保護者からの意見を直接お聞きしております。先ほど町長からもおっしゃいました所有者との関係もございますので、なかなか一遍には行かないと思うんですけども、今ちょうど急な



カーブをちょっと下がったところにミラーがあるんですけどね。それが本当だったら、もう少しカーブに近いところにミラーがあったら、下から車が上がってきてる、上からおりてきているというのは見えるんですけども、ちょうどミラーがそういった役割を果たしていないと私は思ってるんです。通るときにね。ぜひ1回現場を見ていただきまして、カーブミラーの設置を少し検討していただいて、移動していただければ、1つは回避ができるのではないかと思います。一番いいのは、今、蓋をして少し幅を広げるということではあります、幅もちろん広げていただきたいですけども、そういった見通しの悪いところを特に現場を1回見ていただきまして、カーブミラーなりそういったことの設置の検討をしていただきたいと思いますが、その点をお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 該当の箇所というのは、選挙のときに何回も通らせていただいたところで、非常に急な坂で、車で初めての人が通るのはちょっと躊躇するぐらいの急な坂でありますけども、坂の角度はなかなか変更しがたいところはあると思いますけども、再度、私もそのときはカーブミラーとか電柱の位置というような問題意識を持っては見ていませんでしたので、私自身も1回見てみたいと思いますし、また担当課とも相談しながら、何か改善の方法がないかというのは検討してまいりたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 一番よくわかってるのは付近の方がよくご存じかと思いますが、保護者の方も心配されておられますので、できることからまず始めていただきたいことを要望しておきます。

2つには、同じく町道についてであります。

京丹波町内の町道路線は691路線で、そのうち狭小区間2.5メートル未満の路線数は、現時点ではどのくらいあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 2.5メートル未満も含めまして、町道は現在702路線というふうに報告を受けておるところでありまして、そのうちで路線全体が2.5メートル未満の町道については17路線というふうに報告を受けておるところであります。

幅員の狭小な未改良の生活道路につきましては、集落からの改良要望を受けまして、道路の状況なり使用実態を調査をして、実施に向けた検討をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 再度確認なんですけれども、町道の路線は702路線ということで  
すか。そして、狭小の2.5メートル未満の路線は17路線ということなのか。ちょっとそ  
の点再度お伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 2.5メートル未満の幅員を含む町道といたしましては、全  
路線の702路線のうち206路線ありまして、そのうち路線全体が幅員が2.5メートル  
未満の町道につきましては、17路線ということになっております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） そしたら、路線数を言うてたら時間かかりますので、本文に行きた  
いと思うんですけど、特に2.5メートル未満の路線は17路線ということではありますが、  
本町においても高齢化に伴いまして、福祉車両の通行も多くなります。また緊急車両ですね。  
救急車、消防自動車などの車両の通行が困難な町道の改良が急がれると思います。今、答弁  
でもございましたが、区または事業所等からの要望というのはどのぐらい出されているのか。  
そして、今後の改良予定の路線はあるのかどうか、その点をお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 要望につきましては、狭小区間以外の部分も含めまして、各  
集落から毎年100件近くの要望をいただいておりますので、そのうち先ほどから申されてお  
ります2.5メートル未満の狭小の路線につきましても要望がある箇所につきましては、順  
次改良のほうをさせていただいておりますが、件数につきましては現在把握できてお  
りませんが、地元の要望のある狭小で、今言われてますように通行の困難な箇所から優先的  
にさせていただきたいというふうには考えております。

以上です。

（坂本議員の発言あり）

○土木建築課長（山内和浩君） 今、直近ですと、町道の水原上大久保線というものもあるんで  
すが、それにつきましては、平成29年度から要望をいただいて測量のほうに着手しており  
ますし、町道の十倉線につきましても、要望をいただいておりますので平成30年度に実施  
したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 優先順位もあることですので、順次そういった路線の、特に

狭小部分に関しては、順を追って実施していただきたいということを要望しておきますとともに、やはり特にお家が密集してて、なかなか拡幅が難しいところもたくさんあるかと思うんです。しかし、特にこれから火事等も心配されますので、救急車両も通るといふことでもありますので、やはりそういったところも優先的にまた考えて、要望ももちろんであります。考えて改良に着手していただきたいことを要望しておきます。

3つには、ケーブルテレビ事業について町長にお伺いいたします。

瑞穂地区では、平成16年4月から平成17年の合併後、情報の格差解消のためとして事業が取り組まれました。そして、平成23年度から全町で事業が開始をされております。本町の情報発信はもちろんでありますが、緊急時の対応など情報伝達として重要な役割を果たしております。

まず、現在の加入状況等をお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ケーブルテレビの加入者につきましては、住宅、事業所のほかに公共施設や集合住宅など家屋ごとに管理をしておるところであります。

加入者の家屋は、二世帯住宅でありましたり借家などもありますので、住民基本台帳上の世帯との突き合わせというのは困難な状況であります。そういったことでもありますので、未加入世帯の把握というのはできておらないわけでもありますけども、難視聴地域であります京丹波町におきましての加入率は、100%に近いというふうには認識をしておるところであります。

災害発生時の緊急時の情報伝達の手段として、ケーブルテレビの告知放送で必要な情報をお伝えするために、全ての世帯に告知端末機が設置はされるというのが理想でありますけども、加入につきましては、ご本人の意思というものもありますので、また利用料が発生しますので、町からの強制的な加入を促すということについては困難があるというふうにご考慮をしておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 加入するしないはそれぞれのご家庭のご事情もあるということですが、私が相談される中で、やはり未加入の方なのではあります。加入分損金が8万円、そしてそれぞれの工事費もかかります。そういったことで結構なお金が10万円からかかると。そのお家の場所によってもまた違って来るんですけれども、そういった一括してお金がかかるということで、引きたいけれども引けないといった方がおられるんですね。今、町長もおっしゃいましたが、できるだけ引いていただいて町の情報を知っていただくことも

もちろんであります。特に緊急時なんかは、最近は特に台風等もありますし、また熊が出たりとかそういったこともありますので、大変住民の方は困っておられるというか、何とかならないかなというのが相談を受けた1つなんですけれども、特に高齢者の方なんかは、高齢者ひとり住まいでしたら減免の措置もあるんですけれども、2人おられる高齢者の方にとっては、それが減免の条件には当たらないので、できたら何かそういった手だてはないかなというのが相談なんです。若い子育て中の方からも相談もありました。何年か前ですけどね。台風で急に学校が下校になったと。しかし、放送では聞いてはいるんですけど、直接聞いてなくて子どもが帰ってきたと。川を渡ってくるのにそういったことも起きてるんだということもお聞きする中で、こういった高齢者や若い世帯にとっての一括払いというのが大きなネックになっているんだなということを思いました。加入金は8万円、そして5年間居住すれば7万円は返金はされます。そして、おっしゃるには、その8万円がぼんと払えないから分割みたいにできたり、そして5年間待たないと7万円は返ってこない。5年間という期間も少し短縮にならないかといったことも相談をされておりますので、分担金の分割、そして5年間の居住期間がもう少しどうにかならないかなということですので、町長のお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 議員ご指摘のとおり、ケーブルテレビの新規加入というのは加入分担金の8万円が必要となってくるほかに、新規の引き込み工事費というのが必要になるというふうに聞いております。加入分担金の性質でありますけれども、これは施設の業務の運営経費として応分の負担額として設定がされておるというふうに認識をしておりますが、ご指摘もいただいたところでありますが、減免制度がありますし、加入促進助成金制度、7万円の返還という制度もあるというふうなことで、こういったことによって加入者の負担軽減も図っているというところでありますし、なお、新規の引き込み工事につきましても、距離で個人のお宅ごとによって変わりますけれども、平均的には2万円前後が必要であるというふうに考えておるところであります。ただ、先ほどありました減免とかそういった特例につきましては、それぞれの事情というものがあると思いますので、また具体的にご相談をいただきたいというふうに思っておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 減免ももちろんあるんですけど、それに当たらない若い世帯とかそういった方もおられますので、ぜひまた1つの検討課題としてできるだけ入っていただいて、町の情報の伝達がスムーズにいくためにも、ぜひそのこともお願いしたいとともに、町の配

布物、広報紙等は各区の区長さんにそれぞれ配布して各戸にわたるわけなんです、自治会のない団地なんかは各戸で支所等にとりに行くわけなんです。そして、今回の台風21号のようなお知らせ版なんかはもちろん配られませんので、全くそういった情報が自分達で行かなければ得られないと。町の情報がなかなか入ってこないということもありますので、やはりケーブルテレビ等もちろん入られていない方もそうではありますが、自治会のない団地なんかは、何とか広報紙がスムーズに配布できるような方法というものを1つ考えてはどうかと思うんですよね。これまでも提案させていただいたのは、よく団地なんかは不法投棄とかたくさんあるんですけどね。道が穴ぼこがあったりとか、そういったことを定期的にパトロールする際に配布するとか、配布することによってパトロールができるとか、そういうことも考えられるのではないかと思うんですけど、ぜひそういった住民サービスとして、住めば皆さん町民なので、きちっと税金も払われておりますので、やはりそういった町の広報紙等の情報伝達の方法を、もう1つ工夫して考えていただきたいなと思います。その点ちょっとお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町内をパトロールするというのは、町の職員がする中で配布をするということですか。

（坂本議員の発言あり）

○町長（太田 昇君） いずれの方法があるのがあれですけども、効率的になるようには検討させていただきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 2点目には、子育て支援について、町長と教育長にお尋ねをいたします。

1つには、教育費の負担軽減についてであります。

教育は子どもが人間らしく生きていくための重要な権利であり、家庭の経済力にかかわらず、全ての子どもたちに保障される必要があります。しかし、日本は、教育への公的支出の国内総生産（GDP）に占める割合が経済協力開発機構（OECD）加盟国34カ国中、最下位であります。デンマークの約2分の1しか公的支出として教育に払われておりません。安倍政権のこの5年間のもとで、国の教育予算は600億円削られた中で教育無償化を言い出したのは、消費税増税の口実にするのが最大の狙いではないでしょうか。消費税増税は所得の低い家庭ほど負担が重く、子育て世帯にとっては一層苦しくなるだけであります。

9月議会において質問をいたしました、多子世帯への補助として小中学校に通う一家庭の

中に第2子以降の給食費を半額にした場合、町の負担はどれくらいになりますかと教育長にも質しました。約700万円程度とのご答弁をいただきました。

そこで、財源も伴うことでもありますので、町長にもあわせてお尋ねをしたいと思います。

まず、教育長に、9月議会でも質問させていただきました。第2子以降への給食費の半額補助、どうでしょうか。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 9月議会でもご質問いただきました給食費の補助負担の件であります。現時点におきましては、第2子以降の負担軽減については検討をしておりません。実施の方向では考えておりません。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 答弁は、まあそうかなとは思っておりましたが、参考にまでちょっとお伺いしたいのは、小中学校の児童生徒、入学時といった特別なとき以外に係る月額、どのぐらいの教育負担というのは保護者にかかっているのか。私、平成25年度のときに、その当時は朝子教育長さんでおられました。小学校で月額5,480円、中学校で月額8,720円という答弁をいただいておりますが、現時点、月額的に小中学校それぞれどのぐらいの費用がかかっているのか。わかりましたらお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今、詳細な資料、事前に質問を受けておりませんでしたので、持ち合わせておりませんので、改めて答弁させていただきます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） なぜかといいましたら、やはり給食費等を含めまして、一家庭に2人、3人、4人と、小学校から中学校まで合わせたら、一家庭に3人、4人とおられる家庭もあります。このことを考えましたら、結構、一月に教育費としてかかる費用がありますので、ぜひまた後でよろしいので教えていただきたいと思います。

そして、同じように町長にお伺いしたいのは、これは子育て支援としてお願いしたいと思ってるんです。京都府下では、伊根町はもう教育費を全て無償化されております。そして、また、来年から井手町では、児童生徒の給食費、中学校、小学校、無料といたします。本町としても、先ほど教育長にもお伺いしました。財源が伴うことでもありますので、まず第2子以降の給食費、大まか700万円程度ということですが、半額にする考えはない

かお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど教育長からもお答えをしましており、財源が伴うことでありますので、京丹波町の財政自体が非常に余裕があるという状態ではないというふうに認識をしておりますので、将来、子どもたちにも、財政もしっかりとして京丹波町を残していくという責任もあると思いますので、その辺を総合的に考えて判断をしまいたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 2つには、全国の多くの自治体で実施をしております就学援助の支給時期の見直しについてであります。

これまでも何回となく質問をし、実施を求めてまいりました。今回、教育長の前向きな検討によりまして、入学準備金の前倒しが来春から実施ということで、大変うれしく思っております。

そこで、実施するに当たりまして、対象となる児童生徒の保護者への手続等の周知はどのようにされるのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ご質問いただいております就学援助の支給については、国が定めます要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部が改正をされまして、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給分が国庫補助対象ということにもなりました。加えまして、文科省より必要な援助を必要な時期に実施するよう周知することを受けましたので、これらを受けまして、本町におきましても、入学前の3月に支給できるよう規則を改正をし、この議会におきまして補正予算としてお願いをしているところであります。

ご質問の周知の方法であります。来年4月の小学生入学については、この議会で補正予算でご承認をいただければ、直ちに個別に郵送によりまして、全ての入学予定者に周知の文書等を送らせていただこうと考えております。また、中学校の入学生については、現在、小学校6年生でもありますので、こちらについては、小学校を通じまして、来年入学予定者全員の家庭にしかるべき文書を配布するというところで予定をしております。

以上であります。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） それぞれ小学校、中学校、郵送において周知するということであり。それ以外の入学対象でない子どもたちがありますよね。またその子どもたちというの

は、これまでどおりの配布ということになるのかどうか、学校を通じて、4月に配るというのか、その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 新入学以外の児童生徒につきましては、これまでどおり4月の時点で改めて就学援助についての必要な周知を行わせていただきます。

なお、入学前に新入生、小学校1年生、中学校1年生が手続をできなくても、この4月の段階でおよそ1カ月の間というふうに期限は少しありますが、していただければ、入学前に受けられなかった方についても、これは7月になりますが、従前どおり支給ができるということになっておりますので、そのことも含めて周知をさせていただきます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 3つには、インフルエンザ予防接種について、町長にお伺いをいたします。

現在、本町では、体力的な弱者といわれる65歳以上の高齢者を対象にインフルエンザ予防接種の助成を行っております。個人負担は1,500円であります。集団生活をする幼児や児童生徒においても、1人がかかれば蔓延化するおそれもあり、休園、休校につながります。また、高額な費用が必要とともに、2回接種しなければならず、受けたくても受けられないという保護者の声をお聞きいたします。また、子どもがインフルエンザにかかり、学校を休むこととなれば、保護者も仕事を休まざるを得なくなります。このことからしても、公費の助成を考えてはどうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 高齢者並びに60歳以上で心臓、腎臓、呼吸器等に障害のある方につきましては、インフルエンザに感染をいたしますと重症化する可能性が高いということですので、高齢者のインフルエンザの予防接種につきましては、予防接種法に基づきまして、市町村が主体となって実施する定期接種に位置づけられておりまして、一定の自己負担を支払っていただき残りを公費の負担というふうにしておるところであります。

それ以外につきましては、希望者が各自で受ける任意接種とされておりますので、現在のところ、この任意接種に対する助成というのは考えておらないところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 高学年になれば、体力的にも自己管理もできますが、やはり幼児や低学年の児童にとっては、やっぱりまだ体力的にも弱い面もありますし、自己管理もでき



ないところもあります。今、考えていないということではありますが、例えば、保育所とか幼稚園に上がるのは3歳ぐらいから上がりますので、3歳から小学校に上がるまでの就学前までの子どもたち、幼児たちに、全額と言わずに、一部負担ですね。先ほど高齢者にもありましたように、一部負担をするというような考えはないのか、お伺いします。

これ、1回ね、町長、3,000円から4,000円要るんですよ。1回注射することですね。これ、2回しなければならないということで、費用が大変高いということで、もう受けない家庭も実際たくさんおられます。しかし、集団生活でもありますから、1人入ることによって家庭にも入ってきますし、大変これも重要なことではないかと思いますが、再度その点をお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 13歳未満のインフルエンザにつきましては、1シーズン2回の接種が必要であるということは認識をしております。京丹波町病院では、1回目で3,600円、2回目は2,000円というような負担になるというふうに考えております。未就学の子ども500人弱というような人数が3月末であるというようなことでありますけれども、この点につきましても、現在のところでは、それぞれで任意接種をお願いをしたいというふうには考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 先日、1日目の一般質問の森田議員さんの質問の中で、就学前までを対象とした医療費助成のペナルティー分が来年から廃止されまして、その見直しによって生じる財源が41万円という答弁をお聞きしました。財源の使途については、少子化対策として実施する住宅リフォームの活用にあてるということでありましたが、この財源の使い方というのは、住宅リフォームというふうに少子化対策にはなってるんですけども、この住宅リフォームに活用する理由というのはどういったことなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 金曜日の森田議員さんのご質問にお答えをさせていただいたところで、議員ご指摘のペナルティーがなくなったというようなことで、見直しが生じる財源、平成28年度ベースで41万円という回答をさせていただいております。この財源につきましては、さらなる医療費助成の拡大ではなくて、ほかの少子化対策の強化にあてるよう、これは国より求められているというようなことで、そういう回答をさせていただいたところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） そしたら、国から通達されているのは医療費以外ということによろ

しかったですね。今回、京丹波町は、リフォーム事業ということですが、これであれば、人数的にはリフォームの場合は限られますね。しかし、これをまた別の子育て支援というふうに充てれば、もっと多くの子どもたちの支援に使うこともできるのではないかと思いますので、そういった考え方はされなかったのかどうか、お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君）現時点におきましては、今町長が申しましたような内容で使用していくというような考え方でございますが、今後におきましては、いろいろな子育てに対する支援というのが考えられてきますので、そういった部分も含めまして、今後、そういった使途につきましては、検討をしていかなければならないなというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） それでは、3点目には、介護保険制度について、町長にお伺いいたします。

1つには、平成30年度の介護報酬の改定に向けまして、厚労省は、訪問介護サービスのうちヘルパーが家事を手伝う生活援助の見直しをすることで、調理や掃除などの利用回数を制限しようとしております。訪問介護サービスには、入浴やおむつ交換などの身体介護と生活援助があります。生活援助を受ける利用者には、それぞれの生活環境も違いまして、利用回数だけで上限を設定することは、サービスを受ける権利を奪うものでありまして、介護保険制度の目的からも大きく逸脱するものであります。前回の報酬改定での要支援1・2を介護給付から外し、それに続く訪問介護の制限は実態を無視し、サービス抑制につながり、かえって重症化を招くものであります。

また、政府は、自治体に生活援助で1日1回以上利用するケアプランを計画に盛り込む場合、ケアマネジャーは市町村に届けること。そして、市町村は、ケアプランのサービス内容について、検証、是正を行うとしております。平成30年4月までに訪問回数の基準を国が定め、10月から施行しようとしております。これが施行されれば、本町での影響と利用者の対応はどう変わるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国において検討がされております基準回数を超える場合の市町村へのケアプランの届出というものにつきましては、現時点では具体的な基準というのが示されておりませんので、本町への影響も把握できないといったところでありまして、本町におきましては、ひとり暮らしや高齢者、高齢者のみの世帯というのが依然として増加傾向にありますので、生活援助サービスへのニーズもその増加に伴いまして推移をしていくというふうに考

えられるところでありますので、引き続きまして個々の状況に応じた適切なサービスが提供されますよう、関係機関とも連携を図りながら丁寧な対応に努めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 具体的にまだ国のほうからは示されていないということですが、その時点でこれだけ検討するということは、多分実施される方向と考えております。

認知症の方は、特に薬を朝、昼、晩と1日3回飲む場合、そのごとに見守っていかないと、薬の飲み間違いによって健康を害することがございます。それだけでも3回ということになりますので、一概に回数だけで制限するということは、本当に利用者さんにとっては、在宅でできるだけ自分で頑張って暮らしたいと思う中で、こういったやり方をすれば、本当に認知症も進む。また、健康も害する。かえって介護度がどんどん重くなるということが目に見えております。専門家の方もそのようにおっしゃっておられますので、やはりこういった個々の実情を無視したような回数制限をとるべきでないということを思いますし、町としても、実態をきちんと把握した上で対応できることを望んでおります。その点ちょっと回答だけお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 平成29年9月で訪問介護の利用者数、認定者数が1,103人ある中で、そのうちの利用者数は実人数としては138人、生活援助サービスを利用されている方は98人というふうに報告を受けておるところでありまして、平均の利用回数は11.2回というような報告も受けております。また、国の平均利用回数を超えるサービスを利用されている方も28人いらっしゃるというふうに聞いておりますので、いずれにしましても、そうした個々の状況に応じた適切なサービス提供ができるように、先ほども申しあげましたけども、関係機関との連携を図って丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 2つには、介護保険料について、町長にお伺いいたします。

日本共産党が6月から7月にかけて行いました住民アンケート調査では、町に優先して取り組んでほしいという課題として、介護保険料の引き下げを求める回答が最も多くありました。本町の介護保険料は、府下で2番目に高いものとなっております。第7期の介護保険事業の策定がされておりますが、第1号保険者の保険料の試算は幾らとなっているのか、お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 第7期の介護保険料につきましては、現行とおおむね同水準というのを見込んでおるところであります。現時点におきましては、国において介護報酬の改定率等が検討されておる段階でありますので、未確定な要素も多いということから、さらに精査をしてみたいというふうに考えておるところであります。

一般会計からの繰り入れにつきましては、介護保険法等によりまして負担割合が規定をされておるところでありますので、本町独自の繰り入れというのは行うことは困難と考えておりますけれども、第7期の介護保険料の算定におきましては、基金を活用するなど、少しでも被保険者の皆様の負担軽減が図られるように、適切に対応してみたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 最後に、町長の所信表明にも述べられておりました給付型奨学金による介護職員の確保について、1日目の一般質問の梅原議員の質問にも答えてはおられましたが、改めて具体的な内容をお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 公約に掲げておりました給付型の奨学金による介護職員の確保につきましては、介護福祉士の養成学校等に在学する者に対しまして、上限額を設けまして2年分の修学資金を貸与をいたしまして、卒業後には、町内の事業所に一定期間従事をしていただくことによりまして、返済を免除するような奨学金の貸与制度の創設を検討をしておるところでありますけれども、さらに詳細につきましては、今後検討を進めてみたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今年の10月でしたかね。京丹波町の福祉人材確保対策事業助成金交付というのがありまして、これは施設に勤めておられる介護従事者ということの助成なんですけれども、改めて福祉の学校に行かれる方の助成ということでよろしいんですね。

それで、これからということでもありますので、具体的に大体いつからと、時期的なことがわかりましたらお願いしたいのと。

先ほど上限額を定めると。このこともこれからということであろうかと思いますが、参考ではございますが、綾部市では、介護福祉士を養成するための修学資金を2年間、最大120万円の貸し付けを、その後、3年間、綾部市の施設や事業所で働けば返済を免除すると。そして、市内の介護施設や事業所で働く場合は、家賃の一部を2年間補助するとして人材確保に努力をされております。やはり本町においても、今、介護職員に携わってる方も結構、

50代から年齢的にも若いとは言えない方が多く占めておられますので、やはりこれからの本町のことを考えましたら、将来の介護の現場を考えましたら、若い人材が必要ということも目に見えておりますので、今わかる範囲内でよろしいので、教えていただきたいのと。近隣でもこういったことに取り組んでいる市もありますので、参考にするのも大事かと思っておりますので、ちょっとその点の回答をお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 具体的に金額ですとか返済期間等については、現在、検討中という以外にないわけですが、一定額を貸与を2年間して、通常、他市町村の状況も見ておりますけども、3年間働けば免除するというような制度が多いようでありまして、その辺は参考にして設定をしてみたいというふうに考えております。

いずれにしても、介護職員が不足をしておるとするのは現場の人からも悲鳴のような形で聞いておるわけですので、そういった確保に向けまして、当然若い人の確保も含めてですけども、努めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） あわせまして、やはり独身のときは、十分、介護報酬の給料で生活はできるんですけど、大抵若い方は結婚されたらやめられるんですよ。やはりそういったことも鑑みて、家賃の補助とかそういうこともあわせて考えていただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

ただいまから10時40分まで暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷山眞智子君の発言を許可します。

谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 質問に先立ち、一言挨拶を申し上げます。

今回の議員選挙におきまして、多くの方々のご支援をいただき、議員としてこの場に立つことができました。ご期待に沿うよう頑張りたいと思います。ご支援とご協力をよろしくお願いたします。

また、太田新町長におきましては、ご当選おめでとうございます。

質問に移ります。

現在、京都地裁で行われている道の駅「丹波マーケス」を運営管理する丹波地域開発株式会社に対する違法公金支出返還請求裁判において、①駐車場部分の借地料の内訳、②店舗ごとのテナント賃料の内訳、③連帯保証人、④テナント未収金の回収状況、これらの項目について京丹波町側は、個人及び会社の機密情報であることを理由に公表を拒否している。

平成9年の丹波マーケス創業以来、議会は、財政状況について十分把握していなかった。また、前町長は、第三セクターの財務状況について、議会に報告することに一貫して消極的であった。

平成23年9月の議会、全員協議会において、東まさ子議員が地域開発の借入金の返済状況について質問したところ、前町長は、裁判所を通じて会社に申し入れてもらいたいと公表をかたくなに拒んできた。そのあげく、今に至って創業時に8億5,000万円以上の原価で土地を町から引き取ったことが会社経営の足を引っ張ってきたと主張し、6億700万円の公金投入を行い、京都府からの負債を帳消しにし、同時に、同町長個人の連帯保証人としての債務も免れたのである。

平成26年8月5日付、国の第三セクター等の経営健全化等に関する指針は、地方公共団体が議会、住民に対して財務書類や将来負担額等を報告公表することや、財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等についてわかりやすい説明を行い、理解を得ることが必要であることを指摘している。また、経営者は、第三セクター等の経営が悪化した場合等には、民事・刑事上の法的責任追及が行われる可能性があり得ることを十分認識した上で、第三セクターの経営に当たることが必要であるとして、経営責任の明確化を求めている。この国の指針に照らして、本町の現状を反省すべきである。地域開発への公金投入に際して前町長は、議会と住民に対して納得できる説明をしたであろうか。それは公金投入の前提であり必要条件なのである。

この意味からすれば、先に述べた4つの項目を公表することは、個人及び会社の機密情報であるどころか、町長の議会と住民に対する義務とさえ言える。また、それを公表させ審査することが議会の責任であり、住民によって直接選挙された二元代表制の一翼としての議会の存在意義もそこにあるのである。

さて、新しく創業した道の駅「味夢の里」は、総事業費が18億2,500万円という巨額の事業である。丹波マーケスのような第三セクター方式ではなく、町が資金を調達して設計、建設、維持管理、運営を1つの民間業者に請け負わせる方式である。この新規味夢の里事業が適正に運営されるためには、今回の公金投入問題が適正に解決されることが必要である。しかし、味夢の里事業は、既に見逃すことのできない問題をはらんでいる。京丹波町議

会議員政治倫理条例第4条、請負契約などに関する遵守事項によると、議員が役員をし、また実質的に経営に加わっている企業や、議員及び議員の配偶者、または同居する親族が経営する企業は、本町が行う請負契約、業務委託契約及び物品売買契約の辞退に努めなければならないと規定している。道の駅「味夢の里」の入札については、前町長の身内企業というべきサンダイコーグループが落札している。これは倫理条例違反にならないのであろうか。この条例は、確かに、議会議員についての条例であるが、町長についての倫理規定がない以上、議員条例に準拠して判断するのが法の論理というものであろう。さらに、京丹波町職員倫理条例第3条第4項、町長等及び職員の遵守事項によると、町長等及び職員は、事業者等及び自己の職務に利害関係のある者との接触に当たっては、町民の疑惑、不信等を招くような行為をしてはならないとある。平成25年6月の議会で、山田均議員は、味夢の里入札が職員の倫理条例に触れる疑いがあることを指摘している。この質問に対して寺尾前町長は、疑いを持たれるとしたら不徳のいたすところと軽くいなしている。町長は町民の疑惑、不信等を招くような行為をしてはならないのである。

新町長は既に行政の公正化、透明化、情報公開の徹底を表明されている。ついでには、地域開発に関する情報を積極的に開示して、公金投入の必要性和正当性を証明しなければならない。そして、住民の間に蔓延する行政に対する疑惑と不信を一掃しなければならない。ついでにはさきに上げた4項目について、情報を公表する覚悟があるかどうか、その所信を伺いたい。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田昇君） 私は、所信表明の第1の柱に町行政の公正化を上げまして、情報公開と説明責任を果たしていくということを表明をしております。特に丹波地域開発株式会社への公費投入問題につきましては、選挙戦の大きな争点にもなりましたし、町民の皆様から疑問の声ですとか納得できないといった声を多くお聞きをした中で、情報公開と説明責任を果たしていくことが重要なことであるというふうに痛感をしておるところであります。

基本姿勢としましては、これまでも増して透明化や情報公開の徹底を図ってまいりたいというふうに考えておるところであります。しかし、一方では、個人情報保護ということも、当然、公人として考えなければならないことでもありますので、したがって、丹波地域開発株式会社への公費投入問題につきましては、できる限りの情報は公開をして、町民の皆様には説明責任を果たしていかなければならないというふうに考えておりますけれども、ご質問の項目につきましては、個人名を含めて全てを公開、公表するということにつきましては、非常にセンシティブな情報でもありますので、そこについてはその全てを開示するとい

うことは難しいのではないかなというふうに考えておるところであります。個人情報保護等にも配慮をしながらできる限りの情報開示に努めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 個人の名前は、表明するのはあれだと思います。よく黒塗りで書いてあるのがありますよね、黒塗りと叫ぶらおかしけれど。名前は公表せずに、大体何%、こういう賃金を払っているとか、そういう形で公表するということはお考えですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 個人が特定がされるかどうか、その辺の配慮もしながら可能であるものがあれば公表して、問題ないものがあれば積極的に公表はしたいと考えておりますけども、そこは個人のプライバシーにも配慮しながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 今回の回答は大体予測しておりましたが、なるべくであればできる限り公表していただきたいと思います。

丹波地域開発株式会社の公金支援については、これに至った経営状況や経営責任などについて十分な資料もなく、住民を納得させる十分な説明もなかった。その結果、住民の不信と疑惑を買うことになった。新町長は、総務省から出されている第三セクターに関する指針ののっつて、適切な対応をしていただきたい。今回の選挙で、町民の70%以上が前町政に対してノーという意思を表明した結果を受けて太田新町長が就任されました。この住民の意思を真摯に受け、議会審議をすることが町民の意思に応えることだと思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで、谷山眞智子君の一般質問を終わります。

次に、山田 均君の発言を許可します。

山田君。

○10番（山田 均君） 日本共産党の山田 均でございます。

ただいまから平成29年第4回京丹波町定例会における私の一般質問を行いたいと思います。

11月5日投開票で行われました町会議員選挙では、大きなご支援をいただき、議会に押し上げていただきまして、心から厚くお礼申し上げます。

私ごとではありますが、緊急入院でご心配をおかけしましたが、元気に復帰をすることができましたことも報告をさせていただきます。



住民こそ主人公の立場をしっかりとって、公約実現に全力を尽くす決意です。よろしくお願いをいたします。

また、激戦を勝ち抜かれた太田町長に当選のお祝いを申し上げます。本当におめでとうございます。町長選挙で掲げられた公約と今後の町政運営に町民は期待と同時に、また不安も持ちながら注視をしております。

また、私たち議員にも主権者である町民の1票1票が生かされるように、町政へのチェック役が強く求められていると思います。

町長は、12月定例会の初日に所信表明で施政方針を明らかにされましたが、そうした点を踏まえて次の4点について町長の施政方針をお尋ねをいたします。

第1点は、町政の公平・公正化についてお尋ねをいたします。

今回の選挙では、丹波マーケスを管理運営する丹波地域開発株式会社への公金投入問題も大きな選挙の争点でした。選挙直前には、カラー印刷をした「丹波マーケスは京丹波町に貢献をしているのをご存じでしたか。納税効果、雇用創出、商業施設地域経済効果で町や府財政に貢献している。」との内容でした。このビラを見て、中小零細商工業者の町内の方から、「私たちは資金繰りなどを苦勞して税金や消費税を払っているのに、京丹波町に貢献していないように思える。丹波マーケスだけが特別に多額の税金や消費税を払っているのか。」と訴えられたこの声は当然ではないでしょうか。

さらに、公金投入には、第三セクターで公共施設といいながら、経営内容を明らかにすることには企業秘密、個人情報と使い分けをされてきましたが、6億700万円の公金投入については、今回の町長選挙において、町民の審判が明確に示されたと思います。もともと丹波マーケスは、商業集積で商工業の活性化を図る目的でつくられたもので、結果として、町内商工業が衰退する中で、買い物もできる必要な施設となったもので、開設当初の目的にはありませんでした。第三セクターである丹波地域開発株式会社が京都府に提出している経営改善計画の事業内容は不動産賃貸業で、取扱品目はショッピングセンター店舗貸し、貸会場としております。丹波地域開発株式会社には既に6億700万円の公金が投入されていますから、丹波地域開発株式会社の筆頭株主である京丹波町が運営にかかわる情報は全て公表するのが第三セクターとして当然であると考えますが、改めて町長の見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 丹波地域開発株式会社への経営支援に関することにつきましては、毎年事業報告や決算報告等、可能な限りの資料の提供に努めておるといふふうに聞いておりま

すけども、今後につきましても、個人情報保護の観点、プライバシーの観点を考慮した上で、許される範囲におきましては、できるだけ公表してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） これまで公表されておったということですが、前寺尾町長のときには2年間は報告されておりませんでした。それは50%以下だと。必要ないんだと。こういう考え方でございましたので、その点だけは申し上げておきたいと思えます。

公金投入時の説明では、第三セクターで公共施設といいながら経営実態については、申し上げましたように、企業秘密、個人情報という考え方。今度の選挙で、町民からこれはおかしいと明確に審判を受けたのですから、原点に立って、第三セクターであれば筆頭株主である町の責任において、町民に経営内容の全てを公開するというのが当然だと考えるわけであり。今は、代表取締役は副町長、参事、元職員など町行政と関係深い団体の代表が役員になっております。こういう状況から言っても、必要なものは公表をすべきだと思えますが、もう一度改めて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 公表できる資料につきましては、積極的に公表してまいりたいというふうに考えるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 京丹波町が出資比率25%以上の出資をしている第三セクターは8法人あります。その中で出資比率50%以上の第三セクターでは、出資額が一番低い丹波自然運動公園協力会に155万円で出資比率は75.67%。出資比率が一番多いグリーンランドみずほ株式会社は3,500万円で、出資比率70%となっています。丹波地域開発株式会社は出資比率は40.51%ですが、出資額は3億300万円。グリーンランドみずほ株式会社の10倍近い多額の税金を出資しているのですから、当然、経営内容を町民に報告する責任も義務もあると思えます。

町長は、できるものは公表するということですが、その時々町長の意向で公表したりしないということが50%以下というのはできるわけで、そういう点からいいますと、町民に対して報告するというを明確にしておくということが必要だと思えます。そういう点では、条例とかそういうものをしっかり持って、25%以上は報告するということが私は必要だと思うんですが、25%というのは、住民が監査をできる第三セクターの対象となっておりますので、1つの基準としてはそれは言えるのではないかとthinkんですが、町長の

見解を伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 第三セクター、先ほど議員ご指摘のと通りの金額でありますけども、町民にとってこの法人が経営悪化をしますと、京丹波町の財政に大きな影響を与えるということは必須でありますので、そういったことも含めて公表なり健全化を図ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 丹波マーケスのこの問題では、経過や理由について調査を進めている。来年度の町政ミーティングで報告したいという答弁をされているわけですが、調査が職員から経過、理由を聞いて、町長が判断するという事になれば、公金投入が必要としてきたそういう立場の説明でございますので、幾ら職員から聞いてもこれまでと何ら変わらない判断となるのではないのでしょうか。必要なのは、丹波地域開発株式会社がどういう目的で設立された会社で、事業目的は何なのか。

また、平成15年度以降、毎年、京都府中小企業技術センターと平成19年からは公益財団法人京都産業21から事業診断を受けて事業助言というのを受けております。平成26年度まで毎年受けております。丹波地域開発株式会社は、この助言を受けてどのように取り組んでその助言を実施してきたのか。これも調査をすべきです。

さらに、先ほどもありました総務大臣名で平成26年8月5日付で、各都道府県知事を経由して各市町村へ出されております第三セクター等の経営健全化の推進等に関する指針、これに基づいて丹波地域開発株式会社の経営状況を点検、調査するということが当然必要と思います。こうした調査を考えておられるのか、町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 当面は職員から経過を聞いておるといような状況でありますけども、職員も含めてあらゆるところから調査をして、説明ができるような情報を集めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 検討の中に入っているかわかりませんが、国が示しております第三セクター等の経営健全化の推進等に関する指針というのは、北海道の夕張市の問題から国がそういう指針をつくって、それに基づいて第三セクターをちゃんと点検しなさいというのを求められているものなので、やはりこの問題点を明らかにするように、指針に基づいて点検するように職員に指示をしっかりと、それに基づいて判断していくというのは私は基本だ

と思うので、これが町民に応える調査、行う姿勢だと思うんですが、改めて町長の決意を伺っておきたいと思います。

もう1点、さらに、公金支出はおかしいということで、町民が裁判を起こしておるわけですから、訴えている原告団からも内容を直接聞いて、広く調査をするということも必要だと思うんですが、あわせてこの点についても町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 総務省の指針の内容に留意をしながら経営の健全化を図っていくというのは重要なことでありますし、調査に当たりますと、いろんな方から話を聞く、もちろん原告団の方からも機会があればお話を聞きたいと思っておりますし、必要に応じてこちらからお話を伺うというようなこともあるかもしれません。既に、一度、原告団の方とも話し合いは1回は持ったところでありますので、広く可能なところからは全て情報は網羅をして、ともかくは町民の方に説明ができる内容を取りまとめたというふうに考えておりますので、各方面から協力を得ながらやっていきたいと考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） やはり指針というのは、京丹波町にあります第三セクター全体をしっかりとチェックしなさいということにはなっておりますが、今、町長が言われるように、やはり丹波地域開発株式会社のこの問題が一番大きいわけでありますから、総務省が出しております第三セクターに関する指針に基づいてしっかりとチェックをして、それに基づいてこういう考え方、町の考え方、町長の考え方を示していただいて、町民に説明するというのは私は基本だと思いますので、そういう立場で、今もありません原告団の方々の主張も聞いたりしながらやっていただきたいし、一番はっきりしているのは公益財団法人京都産業21などが経営診断をして助言をしておりますので、それももう一度目を通していただいて、どういう指摘をされていたのかということの中で、丹波地域開発株式会社はどういう取り組みをしたのかということも改めてチェックをしていただくということも、これは住民への説明、立場からも必要だと思いますので、強くその点は求めておきたいと思っております。

もう1つの大きな選挙の争点でありました新庁舎建設について、お尋ねをしておきたいと思っております。

町長は、新庁舎建設計画の規模、構造、工法、仕様を見直し、建設事業費の削減を公約とされておりますし、多くの町民も事業費の削減はもちろん、新庁舎の規模も必要最小限度にすべきだと。身の丈に合ったそういう建物だと。それを選挙で意思が示されたと思っております。事業費の削減といいましても、いろいろお尋ねもあつたわけではありますが、1つには、将来

人口を考えて必要な庁舎の規模をどう考えるのかと。2つには、町が試算をしている職員や管理職の1人当たりの面積、町長室などの面積も含め、庁舎全体の面積は本当に必要最小限となっているのか。3つには、ワンストップサービスは、3町合併で広域となり周辺部に住む住民にとって利便性は本当に向上するのか。さらに、町民のための庁舎とはどうあるべきか。京丹波町の人口規模、財政規模から総事業費はどれぐらいに抑えるのか。総事業費の中で設計者の知恵と工夫が発揮された新庁舎を考えるべきだと思うんですが、町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新庁舎の建設計画につきましては、コストの削減を最重視して進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。そのためには、新庁舎の出先機関の集約なり建物の規模・構造等について、設計段階で再点検をし、最適化を図ってまいりたいというふうに思います。単純にというたら怒られますけども、短期的なコスト削減というものもありますし、将来に向かったランニングコストも含めた縮減ということも踏まえながら、検討をしてまいりたいというふうに思います。

議員ご指摘の町長室の部屋ですとか、職員1人当たりのスペースとか、駐車場とかいろんな基準につきましては、一定の積算の基準によりまして積み上げたものでありますので、そこについては詳細に設計をする段階で、しっかりともう一度必要最小限に抑えるように査定をしてまいりたいというふうに思います。

設計の委託候補者というのは、公募型のプロポーザル方式によりまして、学識経験者を含む設計者選定委員会によりまして、設計能力が一番高いという人を選定をしておるところでありますけども、その人につきましても、時期的な問題で選挙とも重なる部分もあったわけですし、私の選挙の公約なり方針なりも伝えた中で、今後の設計が担当いただけるかということも近々面談をして再確認してまいりたいというふうに考えておるところであります。

ワンストップサービスにつきましても、どのようなサービスが一番効率的かというのも含めて、庁舎のあり方としても考えてまいりたいというふうに考えております。

町民の合意を得て京丹波町にふさわしい庁舎、合意も必要だと思っておりますので、広報なり、ホームページなり、またタウンミーティングなりでご説明なりご意見をいただく場を設けたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） そういう立場に立って新庁舎の基本理念が生かされたものにしていくということだと思うんですが、いろいろ事業費の削減というのを言われておるので、当然

チェックをすれば一定の見直しはできると思うんですけども、やはりありますように、町の財政規模だとか身の丈に合ったものということから考えて、やっぱり全体的な総額としては、例えば20億円だったら20億円で1つの基準をもって掲げるとかそういうものがなければ、例えばどうしても必要なものは必要なものとしてやらなければならないわけで、例えばそういう設定をしておいても超す場合もあるわけですし、下がる場合もあるということなんですけど、やはり町長として判断する場合には一定の基準といいますか、そういうものをもって判断の1つの材料としていかなければ、例えばどうしても職員の職場のスペースをどうするかという問題を1つとっても、やはり財政の規模からいってもちょっと狭めようかとか、この部分は広げようかというようなことは当然ありますが、やはりある程度の総枠を持っておらなければ、非常に判断をするポイントがどうなのかということになりますので、やはり町長としては、総額としては、およそのことを持って私は考えていくべきだと思いますので、金額を言えということではございませんけども、町長としてそういうものを踏まえて私はやるべきだというふうに思います。その点をちょっと伺っておきたいのがもう1点と。町政のミーティングで出された意見を庁舎の建設にどういうように生かすかということになってくると思うんですけども、例えば全国の新しい庁舎を建てたところを見ておきますと、そういうミーティングのところに設計者がいて、そういう意見を聞いて、また設計の中に生かすというような取り組みをやっているところもあるわけなんですね。だから、本来、住民からの意見を聞くと。もちろん説明していろいろ意見を聞くわけですので、やっぱり取り入れられるものはどう取り入れるかということになりますので、やっぱりそういう場の設定の場合には、設計者という者も話を聞く立場でおっていただいて生かすというのも1つの方法かと思うんですけども、そういうような考え方はどうなのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 建築費の総額につきましては、これはもちろん金額的な問題は非常に重要だというふうには考えておりますけども、まずは庁舎の基本的な機能なり、整備なりをしっかりと持った庁舎をつくる場合に、どれぐらいの予算規模になるのかということを見きわめて、そこから削減できるもの等を十分検討をしながらやっていきたいというふうに思いますので、今の時点で予算規模はこれぐらいでというようなことについてはご容赦いただきたいというふうに思うところであります。

それから、意見を聞く場でありますけども、今のスケジュールでありますと、こういう設計をして意見を聞いて修正するというような非常にタイトなスケジュールになっておったんですけども、5年間再延長がされますと、若干そういうことも可能にはなる可能性はあるわ

けですけども、ただ、設計をした後の内容になりますので、大きな変更はできないかもしれませんが、できる限りご意見なりは踏まえていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） いろんな答申だとかそういうのを見ておりますと、やはり開かれた庁舎とか、町民の庁舎とか言われておりますので、やはり声がどうそこへ生かされていくかということが、非常に私はまちづくりの上にとっても大事だと思いますので、ぜひその点についてはそういうことを踏まえてやっていただくべきだというふうにありますので、申し上げておきたいと思います。

町政の公平公正化という立場から、町長の見解を2つの点でお聞きしましたが、今回の町長選挙は、3人の新人候補が丹波マーケスを管理運営する第三セクターの丹波地域開発株式会社の公金投入は問題があると。また、34億円も投入する新庁舎建設は見直しが必要と。3人の候補者が同じような公約をされておりました。この3人の候補者の投票総数は、7割を超えております。この7割の町民の願いと期待に応えると。これは太田新町長の非常に責任があると思うんですが、町長の決意、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 議員ご指摘のとおり、3人の候補、似たような公約になったわけですが、その結果が7割だったと。それについてはしっかりと受けとめてやっていきたいと思っておりますし、また、その中で私の直接の指示は3分の1であったというふうなことも認識しておりますので、両方しっかりと重く心にとめて町政運営に当たっていきたいというふうには考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 第2点目は、農業振興対策についてお尋ねをいたします。

町長は、農業所得が向上すれば、いろいろな可能性が広がると確信して所信表明でも述べられております。その基本となる京丹波町の農林業、町の基幹産業としっかり位置づけた取り組み強化が必要と思うんですが、町長の見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町の基幹産業であります農林業の振興に向けましては、関係機関との連携を一層強化をしまして、農林産物の丹波ブランドの確立や有害鳥獣対策の充実など農林業、観光産業の振興を図っていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 農業という問題をしっかり町の基幹産業と位置づけた取り組みをしていくべきという、こういう立場から2つ目には、担い手育成について伺います。

担い手の育成は喫緊の課題であります。農業はもちろんです、地域を支えていくためにも必要な位置づけだと思っておりますが、認定農業者、営農組織の支援強化を京丹波町はしておるわけですが、各集落で集落内の農地を預かり、地域の農業を支えている意欲ある農家、これも町の担い手としてしっかり位置づけて、認定農業者の行っている支援、例えば農業機械導入への支援などを行うべきと考えますが、町長の見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 地域での意欲があります農業者の皆さんのご支援につきましては、意欲ある農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に基づく認定農業者に位置づけがされるように支援をしておりますし、また、地域の問題でありますけれども、地域での話し合いを通じまして、営農組織の立ち上げでありましたり、生産経費削減のために農家組合などの組織で共同利用をされる場合につきましては、機械整備等を考えていきたいというふうにおるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今の町長の答弁は、これまでの従来の考え方を踏襲されたものであります。例えば面積要件を設けるとか、一定の基準を設けて支援を行う。また、京力農場プランの中で位置づけをされております集落の担い手を対象にするとか、認定農業者の基準に満たないが、各集落や地域で担い手としてしっかり取り組んでいる農家の支援というのは、私は考えるべきだと。確かに農家組合とか共同でやるという、それはそれとして必要なんですけども、なかなかそこに加わったりそういう取り組みができない地域もありますので、1つの基準を持って支援をすることが私は必要になっているなというふうに感じておるわけなので、改めて町長の見解を伺っておきたいと思えます。検討の余地はないのかどうかを含めて。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 先ほど町長の答弁からもございましたように、やはり京力農場プラン等で位置づけられる農業者の皆さんにつきましては、認定農業者になっていただくような形で支援をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、そうした中で、地域内で協議をいただく中で、やはり生産コストを削減していくという意味でも、農家組合等で共同の機械を導入いただくという部分に対して、町のほうとし



ては支援をしてまいりたいというように考えておるところでございます。

また、プランの作成につきましては、地域でそれぞれの産地づくりの部分も明確にしていって、こういうように将来していくんだというようなことも協議をされている中でございますので、集落内での共同利用の中で支援をしてまいるということでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 地域の担い手への支援をしっかりと考えるということも強く申し上げておきたいと思います。

3つ目に、新規就農者の対策について伺います。

新規就農者は、農業の後継者とあわせて、地域を支える担い手としても位置づけた取り組みが必要であります。所信表明でも、例えば農業法人での研修制度を設けるとか、就農の仕組みを構築したいと述べられております。

本町には、先ほどもありましたけども、農業公社があります。ここに就農希望者を研修生として受け入れて、一定期間の研修後に各地域や農業法人などへ就農する。こういう方法など取り組むべきと考えるわけですが、その対策と取り組みについて町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新規就農者の受け入れにつきましては、京都府の担い手養成実践農場整備事業を活用しまして、地域での技術指導者や後見人を設置しまして、取り組みを進めておるところでありますけども、今後につきましては、農業公社の体制整備や町内の農業法人の状況なり、受け入れ希望地域なり、新規就農希望者の意向なども把握をした上で、検討をしてみたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ぜひそういう取り組みを、せつかく農業公社というものがありますので、それをうまく活用した取り組みを強く求めておきたいと思います。

4つ目に、農地の荒廃、耕作放棄対策についてお尋ねをしておきたいと思います。

本町でも農地の荒廃、耕作放棄地が増加をしております。農業委員会の調査でも年々増加をしておる状況です。これ以上の耕作放棄地を増やさない対策が求められております。黒大豆、丹波大納言小豆、京野菜など、京丹波ブランドの推進に異論はありませんが、栽培する面積には限度があります。中山間地域である京丹波町では、圃場の条件が地域によって大きく違います。町内の優良農地を維持管理していくためには、やはり水稻栽培が現時点では最

も効率的で効果的であるというように考えます。そのためには、米価が30キロ8,000円以上で売れるということが必要だと思います。全国の先進地では、地名だとか、水源とか、栽培方法などを独自に打ち出し、特色ある米づくりで30キロ8,000円以上で販売している先進地もあります。京丹波町でも先ほどもありました丹波産キヌヒカリが特Aとして認定をされましたが、一定の基準に合格すれば、30キロ8,000円以上に売れる米づくりに取り組むということが、私は本当に必要だと思うんです。そのために専門家、農家なども入った推進協議会をつくって米の品種だとか、例えば特別栽培米の栽培方法など提案をして、売れる米づくりを推進すべきと考えますが、町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 耕作放棄地の増加を防ぐ方法としまして、主食用の水稻でありましたり新規需要米の栽培に取り組むということは有効であるというふうに考えておるところでありますし、また、ご指摘のような高価格で販売をするというためには、有機農法でありましたり、特別栽培米というような方法でありましたり、また食味へのこだわりなり、販売方法についても検討をしていく必要があるというふうに考えております。

新たな協議会の設置につきましては、関係機関で構成をしております農業技術者会議なり、農業者が参画をしております地域農業再生協議会等で検討をしてみたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私が申し上げたのは、例えば30キロ8,000円以上で売れる米をどうしたら京丹波町としてはいろんな条件を生かしてつくれるんだと。どういう米が必要なんだという研究をして、京丹波町でつくれば8,000円以上で売れるんだということになれば、やはりもっと水田を利用する、水稻をつくるということになりますので、そういう方向をしっかりと示した取り組みが必要だということを私は申し上げたいと思うんです。特に最近の天候不順、夏場の高温障害で、品質の低下が起こっているわけですから、逆にまた新たな水稻品種が求められているということになりますので、そういうことも含めて私はもっと各関係機関と協力して取り組むということはもちろんですけども、やっぱり農家の意欲そのものを引き出すためにも、意欲のある人を集めて、そういう自主的な取り組み、町が支援をしてやる。自治会長も入ってやる。いろんなそういう施策を考えるべきだと思うんです。その辺の考え方はどうなのかというのが1点と。

新たな水稻品種の取り組みについて、現時点での状況、見通しについてどういう取り組みが進んでおるのかどうか、以前聞いた経過もあるわけでございますけども、改めてその点も

伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 米価の関係でございますけれども、やはり優位に販売をしていくためには、いろんな販売方法があるというように思っております。特に農家から直接販売をされる方につきましては、精米での単価的にも30キロ当たり8,000円から1万円になる方、それより高価になる方も実際にあるわけでございます。そうしたことから、大きく町内全域での販売を行っていく上では、町内での大きなロットも必要となってくるのではないかと、現在考えておるところでございます。栽培方法については、特別栽培米等につきましては、現在も関係機関から暦の提示等もさせていただいておるところでございますし、そうした栽培についても推進を図っておるところでございます。

また、新たな品種でございますけれども、京都丹波米良食味推進協会というものを関係市町、またJA等で協議会をつくっておるところでございます。以前栽培を実証的に行いましたものにつきましては、きぬむすめともうあと1品種あったわけですが、一定の成果は上げたわけでございますけれども、先ほど来、質問等にもございますけれども、丹波キヌヒカリが特A評価を得たということで、現在につきましては、このキヌヒカリの特A評価を維持し、これからも続けていこうということで協議会の推進方法もそういった方向で進めさせていただいておるところでございます。

また、本町でも多く生産をされておりますコシヒカリにつきましても、特A評価を受けるよう取り組みを現在進めておるところでございます。今回のところでは、特Aに引き続きなるように協議会を通じて穀物検定協会のほうにも出させていただいておるところでございます。

また、今後におきましても、高温なりの障害が多く発生をしてくるというようなこともありますので、新たな品種等についても検討をしてまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 町長に申し上げておきたいんですけども、やっぱり丹波ブランドというの言われましたけども、やはり米についても京丹波町ブランドというのをつくっていくということが私は必要だと思うんですね。そのためには、どういう栽培方法でやっているんだということが、履歴がちゃんとわかるということも当然必要ですので、やっぱりそういうものためには、栽培指針をつくって、この指針どおりつくったものは、例えばブランドのシールを張るとかそういう形で、京丹波のブランドとして打ち出していくということが私

は必要だと思っておりますので、そういう取り組みを強めていくためにどうするんだというように私は研究をすべきだと思っておりますので、その点強く申し上げておきたいと思っております。

5つ目に、農地管理と不在地主対策についてお尋ねをしておきたいと思っております。

近年、不在地主や相続人の高齢化などから農地を無償でも処分したい。受け入れ先がないというように聞くわけでありまして。ある方は、農地を無償でもいいから引き受けてほしいと地域でお願いをしたが、つくるだけ赤字では引受手がないという状況が起こっておるわけです。また、不在地主の農地を耕作しているが、相続人が高齢で、その方も死亡すれば土地所有者がわからなくなると。耕作もできなくなると訴える担い手農家もあります。

今は、政府でも検討をされていると報道もありますが、公的な機関である町や農業公社がその受け皿となり、希望者に農地を貸し付ける方法など検討すべき時期に来ていると考えますが、町長の見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 農地の問題につきましては、まずは、これは、地域での話し合いというのが重要になってくるというふうに思いますし、地域内での活用が望ましいというふうに考えておるところあります。現在、関係機関で構成をしております京都丹波農地利用推進チームで京力農場プランの策定でありましたり、新規就農者や担い手への農地集積について、情報共有をして取り組みを進めておるところでありますので、今後につきましても、農地中間管理事業や農地利用円滑化事業を活用いたしまして、借り受けの希望者や新規就農者への貸し付けについても行ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 先日、全国農業新聞で新制度創設という記事もありました。というのは、消費者がはっきりするのはいいんですが、高齢で相続人がわからないというようなことが起きてきておりますので、それをどこが受けるのかということなので、例えば農地を寄附で受け入れて、そして農地を管理して貸してあげるとかそういう方法も検討する時期に来ているのではないかというように思うんです。新たな制度がどうなるかという問題もありますけれども、ちょっとその辺の研究をすべきだと思うんですけれども、改めて町長の見解を伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 現在、国のほうでも検討をされておりますけれども、そちらのほうの動向も見ながら検討を重ねていきたいというように考えております。

また、現在、先ほど町長の答弁からもございましたように、京都丹波農地利用推進チーム、

南丹管内全体でつくっておるんですが、その中の京丹波の部会もございまして、そういった中で借受希望者であったり、また出し手の方の情報を共有しながら、うまく担い手に農地を結びつけていくようなことを進めておるところでございまして。

また、従来から実施をしてきました農地利用円滑化事業でございましてけれども、こちらのほうにつきましては、現在、瑞穂の農業公社が円滑化団体ということでございまして、農家から白紙委任を受けたものを担い手へつないでいくというような事業をやっておるところでございまして。先日も瑞穂地内におきまして、担い手への大きな農地の移動というものも円滑化事業の中で実施をしていただいたところでございまして。今後につきましても、不在地主の関係は、特に山の関係も森林環境税の創設によって整備をされるというようなことも言われておりますので、そういった部分につきましては、国の動向を勘案しながら、今後検討を進めてまいりたいというように思っております。

以上でございまして。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 土地の所有者がはっきりしないということが起こってきますので、強くその点は検討、研究を求めておきたいと思っております。

第3点は、水道の基本水量の見直しについてお尋ねをしておきたいと思っております。

本町の水道基本水量は10トンとなっております。2,700円、それにメーター料が入るわけでありまして、高齢者やひとり暮らしの家庭が増えている中で、使っていない分の水道使用料を基本料金として払っていることになるわけでありまして。

平成29年の3月請求分の資料を見ますと、全体の使用件数は6,869件、そのうち基本水量である10トン以下が2,992件で、全体の43.56%を占めております。その中で8トン以下というのは37.53%、5トン以下は28.46%でありまして、水道使用件数の4割が8トン以下、5トン以下が3割という状況になっておるわけですが、使用料の割合で見ると、10トン以下では20.01%、8トン以下では17.20%、5トン以下では13.42%となっております。この状況から見ますと、基本水量である10トンの料金を払っている住民の使用件数は、2,992件ですが、そのうちの86.13%、2,577件が8トン以下です。さらに使用水量5トン以下の使用件数は65.34%となっております。ですから、10トンの中の65.34%が5トン以下という状況になっておるんです。こういう状況から見て、基本水量の見直しが必要だと思っております。使った水量というのは、水道料金で支払うということは当然ですが、こういう点から言いましても、基本水量は見直すべき時期に来ていると思うんですが、町長の見解を伺っておきたいと

思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本町におけます水道事業につきましては、一般会計からの繰り入れが行われておる現状でありまして、事業の経費を経営に伴う収入をもって充てるという独立採算制の原則を守ることが厳しいというような状況になっております。

基本水量につきましては、水道料金収入が使用水量により大きく変動しますので、使用水量が少なくなっても、基本料金において一定の収入が確保でき、経営の安定を図ることができる金額に設定をしているところでありまして、基本水量の見直しは、料金改定につながりますので、事業の経営状況等を確認する上で、慎重な検討が必要というふうに考えております。単純な使用量の比例という設定ではなしに、固定的な費用と比例的な水量との兼ね合わせで料金設定をする中で、10トンという設定がされておるというふうに理解をしておるところであります。

なお、使用水量が少ないと予想がされます高齢者の方の経済的な負担を緩和するために、75歳以上のひとり暮らしの世帯を対象に、一定の要件に基づきまして料金の減免も行っておるところであります。

○町長（太田 昇君） 山田君。

○10番（山田 均君） 確かに減免されておりまして、214件という数字も出ておるわけですが、府下のいろんなところを見ますと、水道料金の一覧表というのも出ております。基準が、例えば精華町でしたけども、一覧表を出しておりました。20トンという基準になっておりますけども、このグラフを見ていただいても、京丹波町がトップの状況なんですね。だから、もうちょっと研究、検討する必要があるのではないかと思います。例えば8トンというのを基本水量にして、基本料を2,000円にすれば、単純に700円少なくするということになります。200万円余りのお金が単純計算すればということになるんですけどね。そういう支援をすれば、検討する余地も十分あるのではないかと思いますけども、そういうような考え方は全くないのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） いろんな考え方があるかと思いますが、基本的な基本量を幾らに設定するか。固定的な費用としてかかる部分を幾らに設定するか。また、使用量も比例しては幾らを設定するかによって、金額が大きく変わってくるわけですが、料金設定をする中で、10トンというので基本的な部分と比例的な部分と料金体系としてそういう設定がされておるわけでありまして、それについてご理解をいただきたいというふうに考

えるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 町長の言われる健康の里づくりの上からも、私は見直すべきところは見直すべきだと思うんです。公営企業会計と言われるんですが、逆に考えれば、水道使用者というのはお客さんなんですね。どんなサービスができるのかと。必要なサービスは何かというのを考えることも必要だと当然思うんです。そういう点から基本水量はどうだと。基本料金はどうだということになると思うんですけども、例えば他の市町村では、低料金や無料になっております。例えば京丹波町は水道の開栓・閉栓という手数料が要るんです。1回に3,000円要るんです。やっぱりそういう点から見ると、公営企業会計といいながら、従来からの料金体系になっておるわけなので、やっぱりお客さんに対してどんなサービスをするだろうと。水道を使っていただくたびに閉栓・開栓があるわけですから、やっぱり最低必要手数料にするということの1つの考え方だと思うんです。そういうことこそ見直しもまずするというのも片方しなければ、今言われるように、独立採算制だと言われるんですけども、やはり会社も営業としてやっていたらそういうサービスもしますよという、そういうことが私は必要だと思うんですけども、その辺の考え方についてどうなのか、伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） それぞれの市町村なりで水道料金がそれぞれに設定をされておるわけでありまして、投資した金額から水道料金が計算されておるといふようなところもありますので、単純に比較はできないものであるというふうにご考慮しておるところでありまして、その中で京丹波町の料金設定はこのように設定がされたということで、他市町村に比べて若干高いところもあるというふうには思いますけども、それについてはご理解をいただきたいというふうにご考慮しておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 高いというよりも、他市町村の2カ月分を本町では1カ月分ということになっておりますので、非常に高いというのははっきりしておるわけですし、今言いましたように、閉栓・開栓の手数料も、改めて私は見直すべきだということも強く申し上げておきたいと思っております。

所信表明について伺っておきたいと思うんですけども、健康の里づくりとして5つの柱を言われました。やはりこれからの町政のあり方としては、ハード事業というよりはソフト事業を中心にした事業展開、町政に取り組むべきだと思うんですけども、その点について町長

の見解を伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 健康の里づくりを柱の1つとして環境整備等も上げておりますけども、住民生活に直結します公共の施設でありましたり、インフラ整備に対しても、安全対策や防災対策を適切に講じる必要があるというふうに考えておりますし、その中で住民福祉の向上に寄与するかどうかの観点から、バランスの取れた町政運営を行っていきたいというふうに考えております。もちろん、議員ご指摘どおり、ハード事業というのも京丹波町の限られた財政の中でありますので、可能な限りソフト事業にも取り組んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ハード事業は全てあかんということではなしに、必要最小限度は当然やらなければならないわけでありますので、やはりそういう視点をしっかり持って、重点をどこに置くかということになりますので、私はソフト事業というのを福祉とか、教育とか、医療とか、そういうものをしっかり重点に置いたまちづくりを進めていくべきだと。高齢化の問題、福祉の里づくりの問題から言っても、そういうことが健康の里づくりの上からも基本だと思いますので、もちろん農林業というのは基幹産業でありますので、しっかり中心に据えた取り組みというのが私は必要だと思いますので、申し上げたいのはやっぱりハード事業というのは必要最小限と。こういう立場でやるべきだと思いますので、改めてその辺の町長のこれからの考え方になりますので、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ハード、ソフトを含め、バランスの取れた形で町政運営を進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） バランスというのは、いろいろ考え方がありますので、しっかりその辺はやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで、山田 均君の一般質問を終わります。

これより、午後1時15分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時15分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



お諮りします。

ただいまから上程になります日程第4、同意第6号 監査委員の選任についてから日程第25、議案第77号 平成29年度 新庁舎整備事業に伴う建物解体工事請負契約についての議案につきましては、本日は、提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は、後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

《日程第4、同意第6号 監査委員の選任について～日程第25、議案第77号 平成29年度 新庁舎整備事業に伴う建物解体工事請負契約について》

○議長(篠塚信太郎君) これより、日程第4、同意第6号 監査委員の選任についてから日程第25、議案第77号 平成29年度 新庁舎整備事業に伴う建物解体工事請負契約についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長(太田 昇君) 今期定例会の開会以来、議員の各位におかれましては、熱心にご審議をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、本日、追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第6号 監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、識見を有する者として選任する監査委員に、南丹市園部町小山西町にお住いの山本 透氏を選任することについて、同意をお願いしております。

山本氏は昭和58年から大阪国税局や大阪国税局管内の税務署に長くお勤めになり、ご退職後は、園部町内の会社にお勤めでございます。人格高潔で、豊富な知識とご経験をもとに、職務を適切に行っていただけのもので存じておるところであります。

同意第7号 京丹波町農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることにつきましては、農業委員会等に関する法律第8条第5号ただし書き及び同施行規則第2条第2号の規定により議会の同意をお願いするものであります。

同意第8号から同意第26号 農業委員会委員の任命につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による改正後の農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に

より、京丹波町農業委員会委員を任命する必要があるため、議会の同意をお願いするものがあります。

議案第77号 平成29年度新庁舎整備事業に伴う建物解体工事請負契約につきましては、株式会社徳本組と7,235万280円をもって契約を締結することについてであります。新庁舎の建設予定地であります京丹波町ふれあい広場に立っております、ビジョンダンマークほかの建築物を解体撤去し、事業の推進を図るものであります。

なお、工期は平成30年3月31日までといたしております。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長に求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、同意第6号 監査委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

監査委員につきましては、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとなっております。

主な職務といたしましては、決算審査、例月出納検査、あるいは直接請求に係る事務監査、議会の請求による事務監査、また住民監査請求に係る監査等が規定されているところでございます。さらに、地方財政健全化法によります健全化判断比率の審査も行っていただくことになっております。なお、識見を有する者のうちから選任する委員の任期につきましては、4年でございます。

山本氏は、町長の提案理由説明にありましたとおり、大阪国税局や大阪国税局管内の税務署に長くお勤めになっておられ、平成25年7月から3年間は、園部税務署に勤務をされておられました。現在、税理士の登録申請中で、また、本町内に税理士事務所も開設される予定と伺っております。

それでは、議案を朗読させていただきますして、説明にかえさせていただきます。

同意第6号 監査委員の選任について

下記の者を京丹波町監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

識見を有する者

住所 京都府南丹市園部町小山西町野本23番地3

氏名 山本 透 昭和35年3月21日生 57歳

平成29年12月18日提出

京丹波町長 太田 昇

提案理由としまして、新たに監査委員を選任する必要があるためでございます。

なお、裏面に山本氏の職歴を記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上で、同意第6号 監査委員の選任につきましての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご同意賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） それでは、同意第7号 京丹波町農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることにつきまして、補足説明をさせていただきます。

平成28年4月から施行されました改正農業委員会等に関する法律では、農業委員がその主たる使命である農地利用の最適化をよりよく果たせるよう、農地利用の最適化の推進について明確にされたことや、委員の選出について従来の選挙制から町長が議会の同意を得て任命する方式に改正をされたところでございます。

お手元配付の資料1ページをごらんください。

農業委員会の農業委員の任命に当たりましては、原則として、認定農業者である個人または認定農業者である法人の業務を執行する役員または当該法人の使用人であって、当該法人の行う耕作または養畜の事業に関する権限及び責任を有する者が農業委員の過半数を占めるようにしなければなりませんとされております。

しかし、本町のように、区域内、町内の認定農業者の数が少ないなど原則どおりに委員構成とすることが困難な場合もあることから、例外が設けられているところでございます。

当該農業委員会の区域内の認定農業者の数が農業委員会の定数の8倍を下回る場合におきましては、農業委員の過半数を認定農業者等または、資料2ページをごらんください。

資料2ページにございます規則第2条に掲げるイからヌに該当する者について議会の同意を得たとき、また、前項によることとしても、農業委員会の任命に著しい困難を生ずることがある場合においては、規則第2条第2号で農業委員の少なくとも4分の1を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とするについて、議会の同意を得たときとされております。

今回の農業委員会の任命に当たりましては、候補者の公募、推薦を行った結果、認定農業者等または認定農業者等に準ずる者の数が委員定数の4分の1、5名になることから、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、資料3ページをごらんください。

資料3ページにありますように、別表をつけておりますけれども、2列目、認定農業者等の別の欄でございましてけれども、そここのところに「有」という方が認定農業者等に該当するわけでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、同意第7号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、次に、同意第8号から同意第26号 農業委員会委員の任命につきまして、補足説明をさせていただきます。

農業委員の任命につきましては、京丹波町農業委員会委員に任命をしたいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

先ほど説明をさせていただきましたとおり、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、委員の選出につきましては、従来の選挙制から町長が議会の同意を得て任命する方式に改正をされたところであります。

また、任命に際しましては、地域の農業者や農業者が組織する団体等から候補者の推薦を求めるとともに、広く一般からの公募をしなければならないということで、本町におきましては、推薦・公募の期間を平成29年10月2日から平成29年11月24日まで行い、定数の19人となったところでございます。

今回の推薦・公募の状況でございますが、推薦が19名、応募者はなかったということでございます。

それでは、同意第8号から説明をさせていただきます。

資料の3ページ、農業委員候補者の一覧をごらんください。

同意第8号 木上 實氏、京丹波町大倉道ノ中45番地1にお住まいの方で、昭和22年1月11日生まれの70歳でございます。

同意第9号 山田 進氏、京丹波町高岡才ノ元8番地にお住まいで、昭和28年6月21日生まれの64歳でございます。

同意第10号 森田一三氏、京丹波町鎌谷下上ノ山14番地にお住まいで、昭和25年9月3日生まれの67歳でございます。

同意第11号 森田 保氏、京丹波町富田タカヤ19番地にお住まいで、昭和26年2月

25日生まれの66歳でございます。

同意第12号 阪本 豊氏、京丹波町質美清水本2番地にお住まいで、昭和33年2月5日生まれの59歳でございます。

同意第13号 瀬野知行氏、京丹波町安栖里羽萩11番地にお住まいで、昭和22年2月12日生まれの70歳でございます。

同意第14号 谷山 正氏、京丹波町安井観音寺52番地にお住まいで、昭和19年9月4日生まれの73歳でございます。

同意第15号 松野堯俊氏、京丹波町井脇瀧谷53番、57番2合地にお住まいで、昭和19年12月14日生まれの72歳でございます。

同意第16号 川邊隆夫氏、京丹波町下栗野川東10番地1にお住まいで、昭和24年5月10日生まれの68歳でございます。

同意第17号 上田 進氏、京丹波町坂井牛ケ谷3番地にお住まいで、昭和25年8月29日生まれの67歳でございます。

同意第18号 下村 虔氏、京丹波町稲次野畠15番地1にお住まいで、昭和22年6月15日生まれの70歳でございます。

同意第19号 岩崎弘一氏、京丹波町曾根曾根北22番地にお住まいで、昭和30年10月20日生まれの62歳でございます。

同意第20号 岩崎浩和氏、京丹波町市森松義才4番地2にお住まいで、昭和28年9月3日生まれの64歳でございます。

同意第21号 山田 均氏、京丹波町保井谷丸山61番地にお住まいで、昭和23年9月5日生まれの69歳でございます。

同意第22号 樹山敬二氏、京丹波町上野坂口97番地1にお住まいで、昭和28年3月13日生まれの64歳でございます。

同意第23号 山内建夫氏、京丹波町下山下野31番地にお住まいで、昭和24年4月27日生まれの68歳でございます。

同意第24号 野口芳彦氏、京丹波町豊田新田101番地にお住まいで、昭和30年9月24日生まれの62歳でございます。

同意第25号 伊藤康彦氏、亀岡市西つつじヶ丘雲仙台1丁目2番5号にお住まいで、昭和28年1月18日生まれの64歳でございます。

同意第26号 宇野栄晃氏、京丹波町三ノ宮今宮32番地にお住まいで、昭和45年10月21日生まれの47歳でございます。

以上、19名でございます。

なお、それぞれの候補者の経歴につきましては、資料をご確認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、同意第7号、同意第8号から同意第26号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第77号 平成29年度 新庁舎整備事業に伴う建物解体工事請負契約につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、工事の施工場所につきましては、蒲生地内にあります京丹波町ふれあい広場とその周辺でございます。本年3月の第1回京丹波町議会定例会におきまして、役場の位置の変更について議決をいただいたところでございます。

新庁舎の建設に当たり、支障となります建築物を解体撤去し、事業の推進を図るものであります。

議案に参考資料としまして、資料1から資料3を添付しておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

まず、資料1でございますが、施工箇所位置図となっております。

次に、資料2をごらんください。工事概要でございます。今回、解体工事を行います施設は、ビジョندانマーク棟1棟、デンマークハウス棟1棟、その他附帯工事としまして、木造の物置、浄化槽、防火水槽などとなっております。また、外構工事としましては、アスファルト舗装撤去やインターロッキング舗装撤去となっております。ビジョندانマークは、平成4年にスペインで開催されましたセビリア万博に出展をされたデンマーク王国の公式パビリオンでございまして、翌平成5年に旧丹波町に移転をされたところでございます。築24年が経過する中で、施設も老朽化をしていることもありまして、早期解体の必要性もありまして、検討をしていたところでございます。

資料3でございます。資料3は、解体建物の配置図でございます。図面上に肌色で着色しておりますのが解体撤去を行う施設等となっております。また、ちょっと見にくいですが、青色で囲んでおりますのが町有地ということになってございます。

また、参考としまして、別途入札結果表を添付しておりますので、後ほどご確認いただきたいと存じます

それでは、議案を読み上げさせていただきます。説明とさせていただきます。

議案第77号 平成29年度 新庁舎整備事業に伴う建物解体工事請負契約について

平成29年度 新庁舎整備事業に伴う建物解体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 平成29年度 新庁舎整備事業に伴う建物解体工事
- 2 契 約 金 額 7, 235万280円
- 3 契約の相手方 京都府船井郡京丹波町橋爪大野27番地1  
株式会社徳本組 代表取締役 徳本吉則
- 4 契約の方法 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による  
一般競争入札
- 5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町蒲生地内
- 6 契 約 期 間 議会の議決を得た日から平成30年3月31日まで

平成29年12月18日提出

京丹波町長 太田 昇

以上でございます。ご審議賜りまして、ご議決いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は、22日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時37分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 坂本 美智代

〃 署名議員 東 まさ子